



平成23年9月9日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年8月24日に公布した平成23年7月新潟・福島豪雨などに係る激甚災害指定政令について、9月6日、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記の激甚災害に対する「適用すべき措置」として、中小企業信用保険法に基づく災害関係保証の特例等を追加指定するものです。

I 政令改正の概要

本改正は、福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域における中小企業被害額が、激甚災害指定基準（局激）に達することが確定したため、当該区域を対象として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置及び小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置を適用すべき措置に追加するものです。

市 町 村	中小企業関係被害額	基準額(中小企業所得推定額×10%)	倍 率
福島県南会津郡只見町	5.4億円	5.2億円	1.04倍
福島県大沼郡金山町	4.7億円	1.3億円	3.62倍

【局激指定基準】

市町村内の中小企業関係被害額
(1千万円以上) > 当該市町村の
中小企業所得推定額 × 10%

(ただし、これに該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。)

Ⅱ 適用すべき措置の概要

1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

被災中小企業者が、通常の枠（普通保証2億円、無担保保証8千万円等）に加えて、さらに別枠で、普通保証2億円、無担保保証8千万円等の保証の利用が可能となるようにするなど、保証制度を拡充します。

2. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入資金の既往貸付金に係る償還期間が2年を超えない範囲で延長できることとなります。

Ⅲ 日程

9月6日（火） 閣 議

9月9日（金） 公 布

政令第二百八十四号

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「規定する措置」の下に「並びに福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条及び第十三条に規定する措置」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。